

国際犯罪捜査共助等に関する法施行に伴う運用要領について（例規）

〔兵警刑企例規第24号〕
昭和55年12月22日

国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号。以下「共助法」という。）の施行に伴い、外国から当該外国の刑事事件の捜査に必要な共助及び協力の要請を受理した場合、下記により処理することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

記

第1 運用の基本

共助法は、最近における犯罪の国際化傾向に かんがみ、国際的な捜査協力の一層の推進を図るために制定されたものであり、警察がその運用について重要な責務を負っていることを認識し、関係法令を遵守するとともに関係部門及び 関係機関と連携を密にして、円滑適正な運用に 努めなければならない。

第2 共助及び協力の処理

1 共助法関係事務の主管課

共助法に基づく外国からの共助及び協力（以下「共助等」という。）の要請の受理及び処分又は調査（以下「処分等」という。）の結果報告に関する事務は、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課が行うものとする。

2 組織犯罪対策課長の処理

刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）は、国家公安委員会（以下「警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官」という。）から共助等の要請に関する指示を受理したときは、速やかに、共助等の内容を検討し、次により処理するものとする。

- (1) 共助等に係る刑事事件が刑事部の所掌に属する場合は、主務課長若しくは関係警察署長（以下「捜査主務課長等」という。）に協力を求めて必要な処分等を行うこと。
- (2) 共助等に係る刑事事件が刑事部以外の所掌に属する場合は、刑事部長の指揮を受け、当該事件の捜査主務課長等に必要な処分等を依頼すること。
- (3) 自ら又は捜査主務課長等の協力を求めて処分等を行ったとき及び刑事部以外の所掌に属する刑事事件で捜査主務課長等から処分等の結果について通報を受けたときは、当該処分等の結果について検討し、必要があるときは意見を伏して本部長を経て警察庁刑事部組織犯罪対策部国際捜査管理官に報告すること。

3 捜査主務課長等の処理

捜査主務課長等は、組織犯罪対策課長から共助等の処理に関し協力を求められた場合及び必要な処分等の依頼を受けたときは、組織犯罪対策課長と連絡を密にして迅速適正に処理し、必要あるときは意見を付するとともに、関係資料を添えて組織犯罪対策課長に通報するものとする。

第3 共助等に当たっての留意事項

1 証拠、資料等の収集

証拠、資料等の収集に際しては、要請国の捜査に役立つよう、法令の遵守、手続き

の適正化、証拠保全等に配慮しなければならない。

2 刑事訴訟法の準用

(1) 供述拒否権の告知に関する規定（刑事訴訟法第198条第2項）、押収品目録の交付に関する規定（同法第222条及び第120条）その他共助の性質に反しない刑事訴訟法の規定は準用されるので、その適正な運用に留意すること。

(2) 逮捕又は勾留に関する規定（刑事訴訟法第199条から第217条まで）、検察官の司法警察職員に対する指示又は指揮に関する規定（同法第193条及び第194条）その他共助の性質に反する刑事訴訟法の規定は、準用されないことに留意すること。

3 司法警察員の保管する訴訟に関する書類又はその謄本の送付訴訟に関する書類の保管者が当該書類を外国の刑事事件の捜査のために提供し得るのは、刑事訴訟法第47条ただし書き該当する場合に限られるので、我が国の捜査及び公判への影響、関係人の保護等について十分考慮しなければならない。

4 制限事由等

共助等の制限事由（共助法第2条）に該当し、又は我が国の公益若しくは国民の利益を侵害するため共助等を行うことが相当でない事由が判明したときは、速やかに、組織犯罪対策課長を経て本部長に報告し、指揮を受けなければならない。

5 処分等を終えた場合の措置

共助等が我が国の公益又は国民の利益を侵害するおそれがあるため、証拠の使用若しくは返還又は資料等の提供に関して条件を付す必要があるときは、その旨の意見を明示しなければならない。

6 特異事案等の速報

処分等に当たって関係人が出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき、及び処分等に関し関係人等の紛議が生じたときは、速やかに、組織犯罪対策課長を経て本部長に報告し、指揮を受けなければならない。